

## 生活保護システム構築業務仕様書

## 1 委託業務名

生活保護システム構築業務（以下「本業務」という。）

## 2 目的

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組により、住民サービスの利便性向上や行政運営の効率化などを図ることを目的として、国が示す標準仕様に適合したシステム（以下「標準準拠システム」という。）の導入及びガバメントクラウドへの移行を行うものである。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

## 4 システム要件

標準準拠システムに求める要件として、以下の規定及び仕様書に準拠すること。なお、生活保護標準仕様書に記載された「実装必須機能・帳票」と受託者が実装する「標準オプション機能・帳票」を対象範囲とする。

## ① 生活保護システム標準仕様書【第 1.1 版】

厚生労働省より 2023 年 3 月に発出された生活保護システム標準仕様書【第 1.1 版】（以下、「生活保護標準仕様書」という。）を基本とし、「実装必須機能・帳票」と受託者が実装する「標準オプション機能・帳票」を対象範囲とする。※2023 年 4 月以降に改版された生活保護システム標準仕様書の機能において、受託者が業務運用を行う上で必須と判断する機能は対象範囲とする場合がある。

なお、2023 年 4 月以降の生活保護システム標準仕様書改版への対応については、制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き、2026 年 4 月以降のシステム改修にて適宜対応を行うものとする。

## ② 地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第 2.3 版】

## ③ 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（総論）【第 4.0 版】

## ④ 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（各論）

・生活保護\_基本データリスト【第 2.1 版】

・生活保護\_機能別連携仕様【第 3.0 版】

機能別連携仕様については、全体バージョン【第 4.0 版】に対応するものとする。

## ⑤ 地方公共団体情報システム非機能要件の標準【第 1.1 版】

※上記の対応版数は、令和 6 年 9 月時点での対応方針となり、仕様書・版対応については今後の版改訂等の内容から判断し、変更される可能性がある。

なお、当社提供版数より下位版への対応については、双方協議のうえで対応方針を決定する。

## 5 業務要件

「リフト・シフト同時方式」にてガバメントクラウドサービス環境（以下、「クラウド環境」という。）へ「共同利用方式」にて構築すること。

作業詳細は、次の各号に示すとおりとする。

### (1) プロジェクト管理

システム移行全体計画を策定し、進捗・報告管理と課題管理を行うこと。

### (2) 要件確認及び協議

移行作業に際し、以下の要件確認を行うこと。

- ・生活保護業務のパラメータ設定や運用に関すること。
- ・データ移行及びデータ連携に関すること。
- ・環境構築に関すること。

### (3) 環境構築

ガバメントクラウド利用方式は「共同利用方式」、分離モデルは「ネットワーク分離方式」を採用し、クラウド環境へ環境構築を行うこと。

- ・共同利用方式となるため、CSP アカウントは委託者アカウントではなく、受託者アカウントを利用する。
- ・別途委託するネットワーク構築運用補助者と協力し、県から本システムが利用できるように、ガバメントクラウド上のネットワーク設定について協力すること。
- ・受託者は、提供するアプリケーション範囲において運用管理補助のサービス提供を担うこととする。

※受託者が提供するガバメントクラウド環境以外のガバメントクラウド統合運用管理補助者やネットワーク構築運用補助者は管理対象外とする。

※標準準拠システムを動作させる端末設定等は受託者で実施しないこととし、『端末セットアップ手順書』別途提供することとする。

### (4) 文字の標準化対応

標準仕様書等で規定される文字等を前提に要件確認し、必要な対応を行うこととする。

- ・文字フォントは、デジタル庁が提供する行政事務標準文字（当用フォントファイル）にて運用できるよう標準準拠システムの対応を行うこと。
- ・文字コード変換できない外字等の利用がある場合は、受託者が対象データのリストを抽出する機能を提供すること。

### (5) データ移行

標準準拠システムへのデータ移行は、現行システムで保持するデータのみを対象とし、データ要件・連携要件標準仕様書の生活保護\_基本データリスト【第 2.1 版】（以下、「生活保護データリスト」という。）で定義された項目をデータ移行対象とする。

- ・現行システムで保持しない Excel データ等は、原則としてデータ移行の対象外とする。
- ・現行システムで保持するデータのうち生活保護データリストに記載のないものについては、電子媒体等にて CSV 形式で提供を行うこととする。

- ・業務利用番号の変更等に伴い、統合宛名システム及び中間サーバーに登録されている宛名情報や副本情報との整合性が取れなくなる場合は、対象データ全件を再度登録すること。

#### (6) 他システム連携

- ・他システムとのデータ連携は、生活保護標準仕様書、及び共通機能標準仕様書に記載される範囲のみ対象とする。共通機能標準仕様書への対応については、委託者が提供する共通機能との連携のみとし、受託者は共通機能標準仕様書の機能は提供しないこととする。
- ・データ連携は生活保護標準仕様書で利用目的が明記され、データ要件・連携要件標準仕様書の生活保護\_機能別連携仕様において、生活保護で Input/Output が明記されている連携 ID のみ対象とする。
- ・マイナンバー制度における情報連携については、原則として委託者の現行システムにおける団体内統合宛名システムとの情報連携の仕組みを維持することとし、現行媒体連携から自動連携の対応は範囲外とする。また、データ連携に係る要件定義、インターフェースについて別紙2及び3に記載する要件を満たすこと。なお、委託者の統合宛名システムの機能等については別紙4を参考とし、統合宛名システムとの連携データは統合宛名システム側が指定するレイアウトでデータ出力又は取込みができること。
- ・システム運用テスト・適合性確認支援  
生活保護機能要件への適合性確認として、生活保護標準仕様書の機能 ID ごとに適合していることを示す資料を提供すること。
- ・統合宛名システムとの連携テストに当たり、本システムから出力する連携データを提出すること。統合宛名システム側で正常に取り込めない等の異常が生じた場合は、適切に対応すること。また、統合宛名システムが出力する連携データが本システムに正常に取り込めるかどうか確認すること。
- ・標準準拠システムへの切り替えは短期間での実施が必要となることから、提供資料を確認することで適合性確認の可否を判断することとし、委託者主体の運用テスト等における適合性確認を必須作業として求めないこととする。
- ・データ要件・連携要件への適合性確認は、デジタル庁が提供する「適合確認試験ツール」を利用して受託者が適合確認を行うこととし、委託者主体の運用テスト等における適合確認試験は実施しないこととする。
- ・非機能要件の適合性確認として、非機能要件の標準に適合していることを示す資料を提供する。標準準拠システムへの切り替えは短期間での実施が必要となることから、提出資料を確認することで適合性確認の可否を判断することとする。

#### (7) セキュリティ要件

本システムは、サプライチェーンの過程において意図せざる変更が加えられないように適切な措置を講じること。

別紙1「セキュリティ要件」を順守すること。

#### (8) 操作研修及び稼働支援

集合研修、Web 研修を含めて、個別操作説明は実施しないこととし、標準準拠システムの操作方法を記録した動画を提供する。システム操作等に関する質問は、受託者が全自治体共通の

問合せフォームを提供し、定期的にサポートサイト上にて質問に対する QA 一覧を公開すること。なお、問い合わせ頻度の高いシステム操作に関しては、操作説明動画を作成し公開すること。

#### (9) その他

標準化基本方針では、標準化対象外の事務を実現するためのシステムや標準化対象外機能（明示的に標準化の対象外としている施策に係る機能）等（以下、「独自施策システム等」という。）は標準準拠システムと疎結合し実現することで、標準準拠システムをカスタマイズしないこととしている。本業務では原則として独自施策システム等は提供しないこととする。

### 6 納品物

本業務による成果物として、生活保護システムにおいて、次のとおり納品すること。

成果物	納品形態（各1式）
プロジェクト計画書	電子データ
打合せ議事録	
課題一覧表	
パラメータ設定表	
連携実施結果表	
データ移行計画書	
データ移行結果報告書	
環境設定管理台帳	
その他 各工程に係る資料	
操作説明書	システムに実装

### 7 検収

上記納品物等により、該当業務が円滑に執行できていることを、委託者が確認できた時点をもって検収とする。

### 8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議し決定するものとする。
- (2) 別途契約する本システムの運用業務の契約期間満了後又は契約解除に伴い、次のシステムにデータ移行を行う際は、受託者は、生活保護 基本データリスト【第2.1版】に基づくデータ抽出を無償で行うこと。

### 9 運用業務（参考）

受託者は当該生活保護システム構築後の生活保護標準準拠システムクラウドサービス利用契約に応じることとし、当該業務に係る要件は次のとおりとする。なお、次年度以降の年間サービス利用料（ガバメントクラウド利用料を除く。）の上限は5,000,000円（税抜）とする。ただし、上限を超え

ようとする場合は、他県等の運用業務の金額を勘案した上で、委託者と受託者が協議し、適正な金額とする。また、当該業務については、本契約と別契約するものとし、当該業務要件は次のとおりとする。

(1) システム保守

- ①標準準拠版アプリケーション保守（メンテナンス含む。）
- ②生活保護標準仕様書の改版に伴う標準準拠版機能の対応
- ③法・制度改正に伴うシステム改修対応  
（全国的に補助金・交付金等が支給される改正及び新制度等の対応は除く。）

(2) システム運用支援

- ①サポートデスク運営・維持
- ②障害対応（障害箇所の対応、復旧、報告、インシデント管理）

(3) ガバメントクラウド（生活保護業務共同利用領域のみ）の運用管理補助者対応

- ①クラウドインフラの設計（権限管理含む）、構築、運用、保守、継続的な改善
- ②ガバメントクラウド共同利用領域の利用権限管理
- ③クラウドサービス等を利用し、運用管理する際の技術的助言、補助等
- ④ネットワーク管理補助者およびアプリケーション提供事業者との間で、当該アプリケーション等の利用のための必要な連絡
- ⑤共同利用領域の WSUS およびウイルス対策ソフトの対応
- ⑥データ連携状況確認及び共同利用領域の監視アラート発生状況をまとめ、四半期ごとに遂行状況等をオンラインで資料提供
- ⑦デジタル庁に支払うクラウドサービス等利用料の集計・複数の地方公共団体間での按分等の調整  
※支払い代行業務は範囲外とする

(4) 成果物

①サービス実施計画書

受託者は、本業務の契約締結後速やかに、次の事項が記載されたサービス実施計画書を県に提出すること（内容に変更があった場合は、その都度、速やかに変更後の計画書を提出すること。）。

- ・受託者（再委託先を含む。）の情報
- ・本サービスの実施体制（責任者及び作業員）
- ・作業場所
- ・本サービスの実施内容と実施スケジュール
- ・連絡体制（障害対応等の緊急時を含む。）
- ・その他必要な事項

②サービス実績報告書

受託者は、四半期ごとに、次の事項が記載されたサービス実績報告書を県に提出し、その内容について県から説明を求められた場合は、当該内容について詳しく説明すること。

- ・本サービスの実施実績
- ・サービス利用状況（稼働状況）
- ・障害・インシデント管理（障害等の発生日時、障害等の内容、障害等への対応（恒久対策も含む。）

等)

- ・その他必要な事項

また、受託者は、障害対応等の緊急時又は県から報告を求められた際には、その都度、速やかに必要な内容を県に報告すること。

なお、県は、提出された「セキュリティ対策実施計画」の実施状況について確認し、その内容が十分でないと認める場合は、改善要求を行うので、受託者は、これに従い改善を行うこと。

## 情報セキュリティ要件一覧

(サービスレベルの保証)

- 本サービスの利用に関し、次のとおりサービスレベルを設定する。なお、目標値を達成していない場合は、必要な改善策を提示し実行すること。

【記載例】

No.	評価項目	目標値	測定方法
1	サービス稼働率	99.5%以上	実際の稼働時間 / (当初予定した稼働時間 - 正当な理由のある停止時間) × 100 ※稼働時間及び停止時間は分単位で測定
2	重大障害の復旧時間	12時間以内	サービス停止(一部機能の停止も含む。)に至った障害について、障害の発生から復旧までの時間を測定する。
3	問合せに係る回答時間	48時間(2日)以内 (閉庁日を除く。)	県担当者が行った問合せについて、問合せから一次回答が完了するまでの時間を測定する。
4	重大障害の発生件数	3回/年	重大障害が発生した回数/年間 ※「重大障害」とは次の障害をいう。 ・サービス停止(一部機能の停止も含む。)を引き起こした障害 ・誤計算、誤処理等により県の業務に重大な影響を及ぼした障害

(提供された情報の目的外利用等の禁止)

- 受託者は、県の指示がある場合を除き、本サービスを実施するために県から提供を受けた情報を本サービスの目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、受託者は、県が承認した場合を除き、本サービスを実施するために県から提供を受けた情報が記録された資料等を県の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

(提供された情報の返還等)

- 受託者は、本サービスの実施のために、県から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した情報を記録した資料等は、本サービスの処理の完了後直ちに県に返還し、引き渡し、又は完全消去するものとし、県の承認を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は完全消去しなければならない。

(情報セキュリティインシデント発生時の対応)

- 本サービスの実施に関し情報セキュリティインシデントが発生した場合、受託者は、県が実施するトリアージ(検査・分析)、インシデント対応、復旧措置(暫定対応)及び再発防止策(恒久対策)の検討に係る作業に協力すること。なお、県は、必要に応じて、当該情報セキ

セキュリティインシデントの公表を行うものとする。

(第三者認証の取得)

- 受託者又は本サービスは、次のいずれかの認証制度の認証を取得していること。
  - ・ ISO/IEC 27017
  - ・ ISO/IEC 27001 (ISMS)
  - ・ 米国 FedRAMP
  - ・ AICPA SOC2 (日本公認会計士協会 IT7 号)
  - ・ AICPA SOC3 (SysTrust/WebTrusts) (日本公認会計士協会 IT2 号)
  - ・ JASA クラウドセキュリティ推進協議会 CS ゴールドマーク

(情報セキュリティインシデント管理等)

- 情報セキュリティインシデント管理に関する責任範囲及びインシデント対応フローが、サービス仕様の一部として定められていること。

(日本の法令の適用等)

- 本サービスにおいて扱う情報資産や情報システム等について、日本の法令が適用されること及び係争等における管轄裁判所が日本国内であること。

(本サービスに求められるセキュリティ対策)

- 本サービスに求められる情報セキュリティ対策の要件は、次のとおりである。なお、受託者は、本サービスを他の事業者が提供する基盤上で提供している場合は、自らのサービスのセキュリティ対策に加え、当該基盤で実施されているセキュリティ対策についても本要件を満たしている必要がある。

[技術的対策]

- ・ 本サービスの運用若しくは開発に従事する者又は管理者権限を有する者について、適切な本人確認がなされていること。
- ・ 本サービスのログインに関わる認証機能が提供されていること。
- ・ 本サービスに対して、アクセスする権限のない者がアクセスできないように、システム上制限する機能が提供されていること。
- ・ 本サービスへのデータの保管に際し、情報漏えい等に備えて、暗号化等の保護措置が講じられていること。
- ・ 複数のサービス利用者がリソースを共用する環境において、特定のサービス利用者に対して発生したセキュリティ侵害が、他のサービス利用者に影響を与えないように対策が講じられていること。
- ・ 本サービスを監視し、セキュリティ侵害を検知する対策が講じられていること。
- ・ 本サービスのインターネット接続境界において、不正な通信・侵入を防ぐ措置や、外部脅威の侵入を検知し、防御する対策が講じられていること。
- ・ 県のネットワークのインターネット境界から本サービスまでの情報の通信経路において、

情報の盗聴、改ざん、誤った経路での通信、破壊等から保護するために必要な措置（情報交換の実施基準・手順等の整備、通信の暗号化等）が講じられていること。

- ・受託者（クラウド事業者）が保守運用等を遠隔で行う場合の保守運用拠点と管理区域間での通信回線及び通信回線装置の管理について、情報の盗聴、改ざん、誤った経路での通信、破壊等から保護するために必要な措置（情報交換の実施基準・手順等の整備、通信の暗号化等）が講じられていること。

#### [物理的対策]

- ・本サービスのサーバ等の管理について、サーバ等の機器の適切な室内環境の場所への設置、冗長化対策、電源対策、電源及び通信ケーブルの損傷等防止対策、機器の適切な保守及び修理、機器廃棄時等の記憶装置のデータ完全消去などの必要な対策が講じられていること。
- ・クラウド事業者側の管理区域（サーバ等を設置）及び保守運用拠点の管理において、外部からの不正な侵入対策、耐震・防火・防水対策、厳格な入退室管理や端末、媒体等の持込制限、機器等の搬入出の監視などの必要な対策が講じられていること。

#### [運用管理]

- ・サービスの一時停止や機能制限など、県に影響があり得る運用作業が行われる場合、県の業務運営に支障が生じないように、その影響の有無、影響範囲（時間、内容）等について、事前連絡や回復の連絡が行われること。
- ・本サービスにおけるサーバについて、重要情報を格納しているサーバのハードディスク等を冗長化し、常に同一データを分散して保持するなどの障害対策が講じられていること。
- ・本サービスにおけるデータについて、サーバの冗長化対策にかかわらず、定期的にバックアップを実施するなどのデータ保全対策が講じられていること。
- ・本サービスにおける情報セキュリティの確保や監査に必要なログについて、取得し一定の期間保存するとともに、定期的に点検・分析を実施するなどのログ管理対策が講じられていること。

#### [マルウェア対策]

- ・本サービスを構成するサーバ及び運用管理端末等について、マルウェア対策に加え、正常ではない振る舞い（情報を外部に持ち出そうとする等）や外部との不正な通信の検知等の対策が講じられていること。
- ・内部システムに侵入した攻撃を検知して対処するために、通信をチェックする等の対策が講じられていること。

#### [人的セキュリティ対策]

- ・従業員に対し、本サービス実施者の情報セキュリティポリシー及び保守運用管理規程等を遵守させていること。
- ・従業員に対し、本サービスに用いる ID 及びパスワードその他の個人認証に必要な情報及び媒体について、部外者及び本サービスに関わらない従業員に漏えいすることがないように、適切に管理させていること。
- ・従業員に対し、本サービスに関わらない従業員等が県のデータを知り得る状態にならないよう、秘匿を義務付けていること。

- ・従業員に対し、県のデータ及びデータを格納した端末機器又は電磁的記録媒体について、県の許可なく外部持ち出しできないことを義務付けるとともに、外部持ち出しにおける安全管理手順が定められていること。
- ・従業員に対し、本サービスを構成するサーバ及び運用管理端末等について、マルウェアを侵入させないよう、適切に管理させていること。

[データの廃棄等]

- ・サービス利用終了時等において、県のデータが不用意に残置されないよう、適切に破棄されるよう措置されていること。なお、ストレージ等の物理マシンの保守交換時においても、データを消去しないまま作業が行われないよう、保守作業時におけるデータの消去が確実に行われること。
- ・サービス利用終了時等において、次期システムへのデータ移行等を行えるよう、県のデータをスムーズに回収できる方法等が措置されていること。

## 1 機能要件定義

本システムの機能について、次の要件を満たすこと。

### (1) 基本要件

本システムの基本要件について、次の要件を満たすこと。

- ア ID・パスワード方式による認証機能を有すること。
- イ 業務利用番号（個人を特定するキー項目）は、一意となる番号で管理し、再利用しないこと。なお、同一個人に対して複数の業務利用番号を割当てては可とする。
- ウ 中間サーバーとの情報連携はすべて、県が別途用意する統合宛名システムを介して行うこと。なお、統合宛名システムとの連携は、県が別途用意するデータ連携サーバの所定のフォルダを介してバッチ連携により行うこと。ただし、ガバメントクラウド上で運用する標準準拠システムについては、データ連携サーバ間の連携ファイルの送受信は、職員が手動で行うものとする。

### (2) システムの機能要件

別紙 3 「機能要件定義表」に定める要件を満たすこと。

## 2 外部インターフェース要件定義

統合宛名システム及び中間サーバーとの情報連携に係るインターフェース（ファイル数、ファイル種別、ファイルレイアウト、連携頻度等）については、システム構築時に決定するものとし、所定のパラメータシートを作成すること。

## 3 セキュリティ要件定義

本システムのセキュリティに関する基本事項、本システム利用者ごとの利用権限に関する事項については、次の要件を満たすこと。

### (1) 基本要件

セキュリティに関する基本要件を次に示す。

- ア 本システムで取り扱う情報については、職務以外の用途に利用されることのないように厳重なアクセス権限の管理ができること。
- イ データの漏えい、改ざんを防ぐような対策を講じること。
- ウ データベース内の特定個人番号を暗号化し、本システムからのみ復号できること。
- エ 本システムで取り扱うデータは、本システムを介してのみアクセスできること。
- オ 利用者の属性（利用者区分、所属等）等に応じて、利用できる機能、アクセスできるデータの範囲、及び出力できる帳票又はファイル等を設定できること。なお、個人番号利用事務等実施者以外が個人番号の利用や統合宛名システム等との情報連携機能が利用できないよう、適切なアクセス制御ができること。

カ アクセスログ並びに統合宛名システム及び中間サーバーとの情報連携に係るログを利用者ごとに7年間分、記録できること。

## 機能要件定義表（統合宛名システム連携部分）

## 生活保護システム（1/2）

## ■ 共通要件

分類	要件 ID	要件名	要件	備考
共通	F1001	パラメータシートの作成及びメンテナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>統合宛名システムとの情報連携に係るインターフェース（ファイル数、ファイル種別、ファイルレイアウト、連携頻度等）については、統合宛名システム側と調整の上、システム構築時に決定するものとし、所定のパラメータシートを作成すること。</li> </ul>	

## ■ 連携要件

分類	要件 ID	要件名	要件	備考
共通	F2001	連携ファイル作成・取込機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>統合宛名システムに送信する情報（特定個人情報、その他連携情報）をファイル出力すること。</li> <li>統合宛名システムから受信したファイルを本システムで扱う形式に変換し、取込むこと。</li> <li>本システムと統合宛名システムとのインターフェース仕様は別紙「統合宛名システムインターフェース仕様」によること。</li> <li>統合宛名システムとの連携は、県が別途用意するデータ連携サーバの所定のフォルダを介してバッチ連携により行うこと。なお、当該連携では F2001、F2002 及び F2003 の機能を利用するものとする。</li> </ul>	
	F2002	連携ファイル送受信機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>F T P S (File Transfer Protocol over SSL/TLS) によるファイルの送受信ができること。</li> <li>必要に応じて、送達保証、再送制御、及び重複排除等の対応を行うこと。</li> </ul>	
	F2003	中間サーバー受付番号等管理機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>本システムの要求を区別するための電文 ID、処理日、処理シーケンス及びレコード識別番号を管理すること。</li> <li>※ 処理日及び処理シーケンスは、統合宛名システムが電文を特定するためのキー情報であり、処理シーケンスは、電文 ID 毎事務毎処理日毎に 1 から順に重複しないように電文に設定する必要がある。</li> <li>本システムの要求に応じて中間サーバーが発行する受付情報（中間サーバー受付番号、中間サーバー受付明細番号等）を受取り、本システムの要求に紐づけて管理すること。</li> </ul>	
	F2004	情報提供 NWS 配信マスター情報管理機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>統合宛名システムから取得した情報提供 NWS 配信マスター情報（照会許可用照合リスト情報や、機関コード、事務コード、特定個人情報項目コード等のマスター情報）を受取り、管理すること。</li> </ul>	
	F2005	ログ管理機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報連携に係るログを証跡として記録し、ディスク又は媒体に 7 年間保持すること。</li> </ul>	
団体内統合宛名番号	F2007	業務利用番号登録機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>統合宛名システムに業務利用番号登録情報（未登録の個人番号及び業務利用番号等）を送信すること。</li> </ul>	
	F2008	業務利用番号削除機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>統合宛名システムに業務利用番号削除情報（削除する業務利用番号等）を送信すること。</li> </ul>	

## 機能要件定義表（統合宛名システム連携部分）

## 生活保護システム（2/2）

分類	要件ID	要件名	要件	備考
情報照会	F2012	情報照会結果取得機能	<ul style="list-style-type: none"><li>統合宛名システムに情報照会結果を確認するための検索条件を送信すること。</li></ul>	
副本管理	F2020	特定個人情報更新機能	<ul style="list-style-type: none"><li>統合宛名システムに中間サーバーの副本として特定個人情報を送信すること。</li></ul>	

## 統合宛名システムインターフェース仕様

統合宛名システムとの連携に係るインターフェースを示す。

## (1) 定義

## ア 業務システム

特定個人情報利用事務で利用する特定個人情報等を保有・管理するシステム

## イ 統合宛名システム

個人番号、団体内統合宛名番号、業務利用番号の紐づけを行うほか、業務システムと中間サーバーの連携に係る中継機能等を有するシステム

## ウ データ連携サーバ

業務システムと統合宛名システムの間で連携を行うための情報の一時保管場所

## エ 業務システム端末

業務システムを利用する端末

## オ 業務利用番号

業務システムで個人を識別するために付番されている番号

一度割当てた業務利用番号は別の個人に再利用しないものとする。なお、同一個人に対して複数の業務利用番号を割当てては可とする。

## カ 団体内統合宛名番号

統合宛名システムで個人を識別するために付番されている番号

団体内統合宛名番号と個人番号は1対1の紐づけとなる。

## (2) 前提条件

- ・ 業務システムを構成するサーバ群（ガバメントクラウド上で運用する標準準拠システムを除く。）は、原則として、統合宛名システム及びデータ連携サーバを構成するサーバ群と同一セグメント（以下、基幹系セグメントという。）で運用する。
- ・ 基幹系セグメントは、ファイアウォールで庁内LANと接続するが、庁内LAN上の特定の業務システム端末から業務システム及び統合宛名システムへの通信のみをファイアウォールで許可する。
- ・ 中間サーバー及び管理端末を配置するLGWAN-ASPセグメント並びに中間サーバー接続端末セグメントを新たに用意する。
- ・ 中間サーバーとの接続は、中間サーバー管理端末及び統合宛名システムに制限する。

### (3) ネットワーク構成

ネットワーク構成は次のとおりとする。

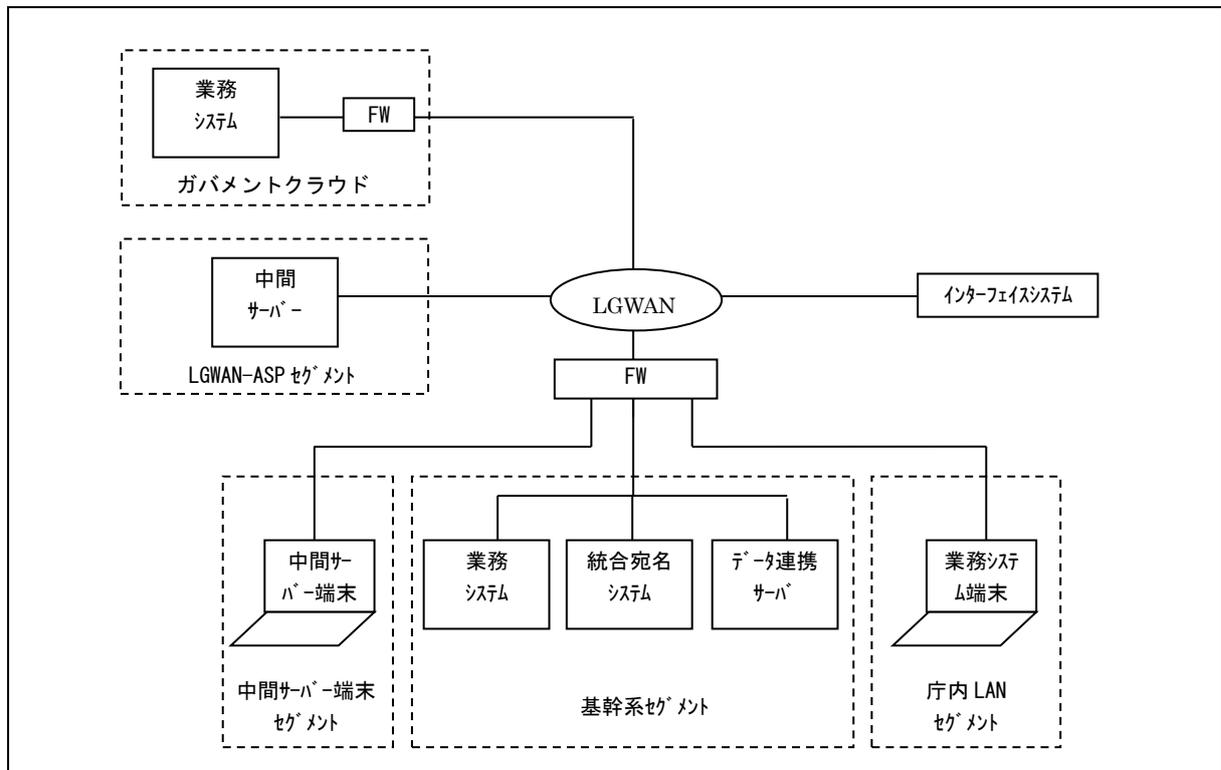


図1 ネットワーク構成

### (4) インターフェース仕様

#### ア 概要

国が示す「中間サーバーシステム方式設計書」等において、情報照会、情報提供等を行うに当たり、業務システムが中間サーバーと連携することが示されているが、本県の統合宛名システムでは、業務システムと中間サーバーの連携に係る中継機能を有するため、当該機能を利用することとし、業務システムが直接、中間サーバーと通信することは認めないものとする。

業務システムと統合宛名システムの連携は、バッチ方式とし、データ連携サーバを介して行うものとする。また、インターフェース仕様については、以下のとおりとする。

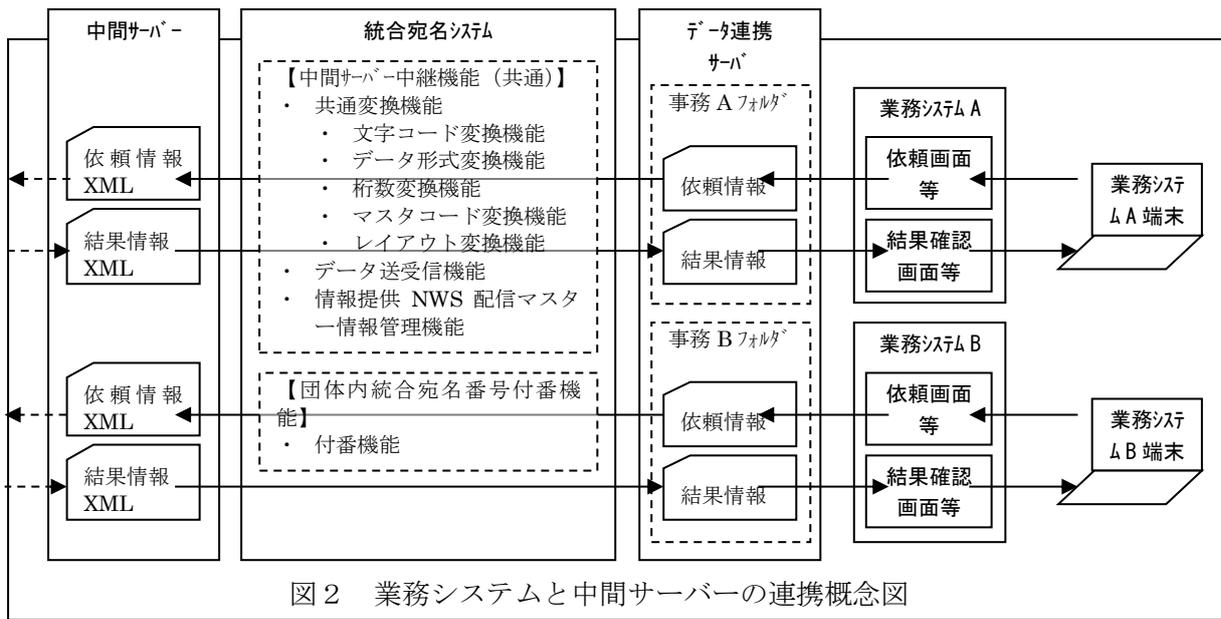


図2 業務システムと中間サーバーの連携概念図

イ 仕様

(ア) 連携方式

バッチ方式

県が指定するデータ連携サーバの共有フォルダを介して情報連携を行う。

(イ) 通信方式

TCP/IP 及びFTPS (File Transfer Protocol over SSL/TLS)

平文での通信 (FTP 通信等) は認めない。

(ウ) ファイル形式

CSV (カンマ区切り又は固定長) 又はXML

(エ) 文字コード

JIS、SJIS、EUC、UTF-8、UTF-16 又はUTF-32

(オ) 統合宛名システムが有する中間サーバー中継機能

分類	機能名
共通機能	共通変換機能
	文字コード変換機能
	データ形式変換機能
	桁数変換機能
共通機能	マスタコード変換機能
	レイアウト変換機能
	データ項目マッピング機能
	ファイル結合機能
共通機能	データ送受信機能
	情報提供 NWS 配信マスター情報管理機能
情報照会支援機能	情報照会要求機能
	情報照会状況取得機能

	情報照会内容取得機能
	情報照会結果取得機能
	情報照会取りやめ要求機能
	情報照会取りやめ結果確認機能
情報提供支援機能	情報提供状況取得機能
	情報照会内容取得機能（提供側）
	情報提供内容取得機能
	情報提供内容登録機能（一時情報）
	情報提供送信許可機能
	特定個人情報更新機能
	特定個人情報一覧取得機能
	特定個人情報詳細取得機能
	特定個人情報の提供先取得機能
	自動応答不可フラグ設定機能（特定個人情報）
	自動応答不可フラグ設定機能（団体内統合宛名番号）
	過誤情報提供機関検索機能（提供先取得機能）
	不開示該当フラグ設定機能（特定個人情報）
	不開示該当フラグ設定機能（団体内統合宛名番号）

(カ) 統合宛名システムが有するその他機能

分類	機能名
団体内統合宛名番号 付番機能	付番機能

## 生活保護システム構築業務委託契約書（案）

委託者 香川県（以下「甲」という。）と受託者 （以下「乙」という。）とは、生活保護システム構築及び運用業務の委託に関し、次の条項により契約を締結する。

## （信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、法令を遵守し、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

## （目的）

第2条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1） 名称 生活保護システム構築業務
- （2） 内容 別添1 生活保護システム構築業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づく。

## （委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

## （委託料）

第4条 委託料額は、 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

契約保証金の額は、委託料の10パーセント以上とする。ただし、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第152条第2号ア又はイ（企画提案の場合は、ア又はオ）の規定に該当する場合には免除するものとする。

## （契約保証金）

第5条 契約保証金の額は、 円とする。

- 2 契約保証金は、契約を締結する前までに納付しなければならない。
- 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。
- 4 契約保証金は、乙が契約の履行をすべて完了し、第22条の規定により委託料を請求したとき又は第25条第2項若しくは第28条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙の請求に基づき還付する。
- 5 契約保証金は、損害賠償金の一部として充当する。

## （権利義務の譲渡等の制限）

第6条 乙は、この契約に係る権利又は義務を、あらかじめ甲の書面による承諾がある場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、規則第60条第3項に基づき、会計管理者が支払書を作成し、取引店に送付した時点で生ずるものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙が甲の書面による事前の承諾を得ずに、この契約から生じる金銭債権を第三者に譲渡し、その旨を甲に通知したときは、甲は任意に次の各号のいずれかの対応をすることができる。この場合において、甲は、当該債権につき一切免責されるものとする。

- （1） 譲受人とされた者への弁済

## (2) 供託所への供託

### (再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性、その他甲が必要とする事項を記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

3 前項の規定により甲の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約により乙が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。

### (契約不適合責任)

第8条 甲は、仕様書に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）又は業務の遂行状況に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。この場合において、委託料の減額の割合は業務の成果物を引き渡した日（その引渡しを要しない場合にあつては、業務が完了した日。以下同じ。）を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する委託料の減額の請求（以下「委託料減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が仕様書の記載内容又は甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、乙が、その機器等又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

5 第1項から前項までに規定する追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除は、業務の成果物を引き渡した日から1年以内に行わなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

6 甲は、引き渡された業務の成果物に契約不適合があることを知ったときは、第1項から第4項までの規定にかかわらず、その旨を速やかに乙に通知しなければ、追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がその契約不適合を知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りでない。

7 第2項の損害賠償金は、履行済みの業務に対し甲が乙に支払うべき委託料の額から控除することができる。

### (機密保持)

第9条 乙及び乙の使用人並びに第7条第2項の規定により再委託された場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「乙等」という。）は、業務の履行に関して知り得た情報を機密情報として扱

い、他の目的に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に規定する個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を除く。）については、特に定めがない限り、機密情報として扱わないものとする。

- (1) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報で、情報の開示について当該第三者の書面による承認を得た情報
- (2) 乙等が機密情報を利用することなく独自に入手した情報
- (3) 公知のもの又は甲若しくは第三者から得た後、乙等の責めによらないで公知となった情報
- (4) 既に乙等が保有している情報

3 乙等は、この契約による業務を処理するための個人情報（特定個人情報等を含む。）の取扱い及び管理については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

4 前 3 項の規定は、この契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、この契約終了後もその効力を有する。

（実地調査等）

第10条 甲は、業務の実施状況を把握するため必要があると認めるときは、随時実地に調査し、乙に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は乙に対し必要な指示をすることができる。

（業務の内容等の変更）

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し書面により業務の内容を変更し、又は委託期間の変更を求めることができる。この場合における業務の内容又は委託期間は、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 前項の場合において、必要があると認めるときは、甲乙協議の上、第 4 条の委託料を変更することができる。

（天災その他経済情勢の激変等による契約内容の変更）

第12条 契約締結後において、天災その他不測の事件に基づく経済情勢の激変等により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（一般的損害）

第13条 業務の実施に関し生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

（成果の報告）

第14条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を作成し、甲に提出しなければならない。

（検査）

第15条 甲は、前条の成果報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務の成果について検査をしなければならない。

- 2 乙は、業務の成果が甲の検査に合格しなかったときは、甲の指定する日までに、その指示に従い、これを補正しなければならない。この場合において、業務の補正に要する費用は、乙の負担とする。
- 3 前条及び第1項の規定は、業務の補正が完了したときについて準用する。

(著作権の帰属等)

- 第16条 本件成果物のうち、新規に作成された著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）については乙に帰属するものとし、甲、乙又は第三者に従前から帰属していた著作物の著作権についてはそれぞれ甲、乙又は第三者に帰属するものとする。
- 2 甲及び甲の指定する者は、前項の規定により乙又は第三者に著作権が帰属する著作物につき、業務及び業務の目的に沿った事業（この契約終了後の事務事業を含む。）の実施に必要な範囲において、無償で利用、複製、翻訳及び改変することができるものとする。
  - 3 本件成果物に第三者に帰属する著作物の著作権が含まれている場合には、乙は、あらかじめ当該第三者との間で甲、甲の指定する者及び乙に対して第三者の所有する著作物の利用、複製、翻訳及び改変を無償で許諾する旨を書面で確認するものとする。
  - 4 第2項の利用、複製、翻訳及び改変については、甲が必要と判断する限りにおいて、この契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、この契約終了後も継続するものとする。

(著作者人格権)

- 第17条 乙は、甲及び甲の指定する者に対し、本件成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- 2 第三者に本件成果物の著作権が帰属する場合には、乙は、その者との間であらかじめ、甲及び甲の指定する者に対し、著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
  - 3 第1項及び前項の著作者人格権の不行使については、甲が必要と判断する限りにおいて、この契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、この契約終了後も継続するものとする。

(書面の提出)

- 第18条 乙は、甲に対し、本件成果物の引渡しまでに、第16条第3項の書面及び前条第2項の契約書の写しを提出しなければならない。

(著作物の利用許諾等に要する経費)

- 第19条 第16条及び第17条の規定により、甲及び甲の指定する者が、乙又は第三者から許諾を受ける著作物の利用許諾等に要する経費は委託料に含まれる。

(特許権等の帰属等)

- 第20条 この契約に基づき実施した委託業務の過程で生じた特許法（昭和34年法律第121号）に規定する発明その他の知的財産（以下「発明等」という。）に係る特許権その他の知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいい、著作権は除く。以下「特許権等」という。）は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。
- 2 甲及び乙等が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲及び乙等の共有（持分は貢献度に応じて別途甲乙協議の上定める。）とする。この場合、甲及び乙等は、共有に係る特許権

等につき、それぞれ相手方の同意及び相手方への対価の支払なしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を許諾することができるものとする。

- 3 乙等は、第1項に基づき特許権等を保有することとなる場合、甲及び甲の指定する者に対し、業務及び業務の目的に沿った事業（この契約終了後の事業を含む。）の実施に必要な範囲において、当該特許権等の通常実施権を許諾するものとする。なお、当該許諾の対価は、委託料に含まれる。
- 4 甲及び乙等は、第2項若しくは前項に基づき相手方と共有し、又は相手方に通常実施権を許諾する特許権等について、必要となる職務発明の承継手続（職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続等）を履践するものとする。

#### （第三者の権利侵害）

- 第21条 本件成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合は、乙は、甲に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

#### （委託料の支払）

- 第22条 乙は、業務の成果が甲の検査に合格した後、第4条に規定する金額を委託料として甲に請求するものとする。
- 2 甲は、乙の正当な請求書を受領した日から30日以内に、委託料を乙に支払わなければならない。

#### （履行遅滞に対する遅延損害金）

- 第23条 乙は、委託期間内に、業務を完了することが困難となったときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面により委託期間の延長を甲に申し出、甲の書面による承諾を得なければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により、委託期間内に業務を完了することが困難になったときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合において、乙等の責めに帰すべき事由により、委託期間内に業務を完了することが困難になったときは、乙は、甲の指定した日の翌日から業務を完了した日までの遅滞日数に応じ、未済部分の委託料総額に当該委託期間が経過した日における民法(明治29年法律第89号)第404条に定める法定利率（以下「法定利率」という。）で算定した遅延損害金を甲に支払わなければならない。
  - 3 前項の遅延損害金は、委託料と対当額をもって相殺するものとする。

#### （暴力団等による不当要求行為の排除）

- 第24条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団関係者（同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）その他不当要求行為（不当又は違法な要求、妨害行為その他契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下同じ。）を行う全ての者（以下「暴力団等」という。）から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。
- 3 乙は、契約の履行に当たって、第7条第2項の規定により甲の承諾を得た乙の再委託先が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、乙に報告するよう再委託先を指導し、再委託先からその報告を受けたときは、甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(甲の契約解除権)

第25条 甲は、乙が第1号から第7号までのいずれかに該当するときは何らの催告を要せずに直ちに、第8号に該当するときは書面をもって乙に通知することにより、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に明らかに業務が完了しないと認められるとき。
- (3) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
- (4) 契約の締結又は業務の実施に関し不正の行為があったとき。
- (5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
- (6) 第28条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (8) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等(乙の代表役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)をいう。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所を代表する者(代表役員等に含まれる場合を除く。))をいう。))又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかなを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 契約等の相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は機器等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は機器等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合(オに該当する場合を除く。)に、甲が当該再委託契約又は機器等の購入契約を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

- 2 甲は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除

することができる。

(談合その他不正行為による契約解除)

第26条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって乙に通知することにより、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む)。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは、乙又は乙が構成事業者である事業者団体に対する命令で確定したものをいい、乙又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙又は乙が構成事業者である事業者団体に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(違約金)

第27条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の10パーセントに相当する金額を違約金として、甲の指定する日までに支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第25条第1項又は前条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となったとき。
- 2 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(乙の契約解除権)

第28条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって甲に通知することにより、この契約を解除することができる。

- (1) 第11条の規定により、甲が業務の内容等を変更したため、委託料が3分の2以上減少することが見込まれるとき。

(2) 第11条の規定により、甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、業務の中止期間が委託期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第29条 甲は、契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、当該履行完了部分に対する委託料を乙に支払うものとする。

(談合その他不正行為による損害賠償金)

第30条 乙は、この契約に関して、第26条第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として、委託料の20パーセントに相当する額を甲の指定する日までに支払わなければならない。

2 前項の規定は、契約が完了した後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、甲に生じた損害の額が第1項に規定する損害賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第31条 乙は、乙等の責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償金等の相殺)

第32条 乙がこの契約に基づく損害賠償金、遅延損害金又は違約金を甲の指定する日までに支払わないときは、甲は、その支払わない額に当該指定する日が経過した日における法定利率で算定した遅延利息を付した額と、甲の支払うべき委託料とを対当額をもって相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

(労働関係法令等の遵守)

第33条 乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

(契約の費用)

第34条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第35条 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第36条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(準拠法)

第37条 この契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

第37条の規定は、契約の相手方（乙）が外国企業である場合のみ。

上記契約の締結を証するため、この契約内容を記録した電磁的記録を作成し、甲乙同意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

紙契約の場合は、上記の下線部を次のとおり変更するとともに、契約年月日欄を設けることとする。

「この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。」

委託者（甲） 高松市番町四丁目1番10号  
香川県  
香川県知事

受託者（乙） （住所）  
（氏名）  
注）法人の場合は所在地、商号又は名称、  
代表者氏名

## ■個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (適正管理)

第3 乙は、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (管理及び実施体制)

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者(資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」と総称する。)の管理体制・実施体制を定め、甲に書面(参考様式1)で報告しなければならない。

また、乙は、前項の責任者及び従事者を変更する場合は、甲に書面(参考様式2)で報告しなければならない。

### (再委託の禁止)

第5 乙は、この契約による事務の全部又は一部について第三者に再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)をしてはならない。ただし、乙は、委託先及び委託の範囲を甲に対して報告し、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。

この場合において、乙は、この契約により乙が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。このため、乙は、乙と再委託先との間で締結する契約書においてその旨を明記すること。

### (取得の制限)

第6 乙は、この契約による事務の処理のために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (従事者の監督)

第7 乙は、従事者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

また、乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### (派遣労働者等の利用時の措置)

第8 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の従事者に行わせる場合は、正社員以外の従事者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

また、乙は、甲に対して、正社員以外の従事者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

#### (複写又は複製の禁止)

第9 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

また、事務の処理を行う場所に、資料等の複写が可能な媒体を持ち込んで서는ならない。

#### (作業場所の指定等)

第10 乙は、この契約による事務の処理について、甲の庁舎内において甲の開庁時間内に行うものとする。この場合において、乙は、その従事者に対して常にその身分を証明する書類を携帯させなければならない。

なお、乙は、甲の庁舎外で事務を処理することにつき、当該作業場所における適正管理の実施その他の安全確保の措置についてあらかじめ甲に届け出て、甲の承諾を得た場合は、当該作業場所において事務を処理することができる。

#### (資料等の運搬)

第11 乙は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第12 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (遵守状況の報告)

第13 乙は、契約内容の遵守状況について、定期的に又は甲の求めに応じて、個人情報の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

#### (監査等)

第14 甲は、この契約による安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。この場合において、乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

2 甲は、この目的を達するため、乙に対して必要な資料の提出を求め、又はこの契約による業務の処理に関して、必要な指示をすることができる。

#### (資料等の返還等)

第15 乙は、この契約による事務の処理のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約による事務処理の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の承諾を得て行った複写又は複製物については、消去又は廃棄をしなければならない。

2 乙は、個人情報を消去又は廃棄をしたときは、甲に完全に消去又は廃棄をした旨を証する書面（参考様式3）を速やかに提出しなければならない。

#### (事故発生時における報告)

第16 乙は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知っ

たときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

**(損害賠償)**

**第17** 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

参考様式1（第4関係）

個人情報の管理体制等報告書

香川県知事 殿

年 月 日

受託者名 住所又は所在地  
氏名又は商号  
代表者氏名

〇〇委託業務に関する個人情報の管理体制等について、次のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
	(連絡先)	

※ 「個人情報取扱責任者」は、この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 従事者に関する事項

従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※ 「従事者」は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

お預かりした個人情報は、委託業務を実施する受託者の個人情報保護に係る責任体制の把握又は受託者に対し必要に応じて行う指示等のために利用します。

参考様式2（第4関係）

個人情報の管理体制等変更報告書

香川県知事 殿

年 月 日

受託者名 住所又は所在地  
氏名又は商号  
代表者氏名

〇〇委託業務に関する個人情報の管理体制等について、次のとおり変更しました（します）ので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
	(連絡先)	

※ 「個人情報取扱責任者」は、この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 従事者に関する事項

従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※ 「従事者」は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

お預かりした個人情報は、委託業務を実施する受託者の個人情報保護に係る責任体制の把握又は受託者に対し必要に応じて行う指示等のために利用します。

個人情報記録された電子情報の消去・廃棄について

香川県知事 殿

受託者名 住所又は所在地  
氏名又は商号  
代表者氏名

〇〇委託契約「個人情報取扱特記事項 第15」に基づき、個人情報記録された電子情報については、適正に消去・廃棄をしたことを報告します。